

豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度 利用の手引



目次

1	豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度	1
2	届出の流れ	2
I	来所での届出の流れ	2
	「双方が豊島区に住所を有している場合」	
	「一方又は双方が豊島区に転入予定の場合」	
II	オンラインでの届出の流れ	3
3	届出に必要なもの	4
4	交付書類	5
5	その他の手続	6
I	受理証明書および携帯用カードの再交付	6
II	届出事項の変更	7
III	近親者からの削除の申立て	8
IV	受理証明書等の返還	9
V	届出受理の取消	9
6	Q&A	10

1 豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度

パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

パートナーシップ制度とは、一方又は双方が多様な性自認・性的指向（注）の2人が、互いを人生の伴侶とし、日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係にあることを区長が確認の上、パートナーシップの届を受理したことを証明するための受理証明書を交付する制度です。

ファミリーシップ制度は、お子様や親御様がいらっしゃる場合に、併せて証明することができる制度です。

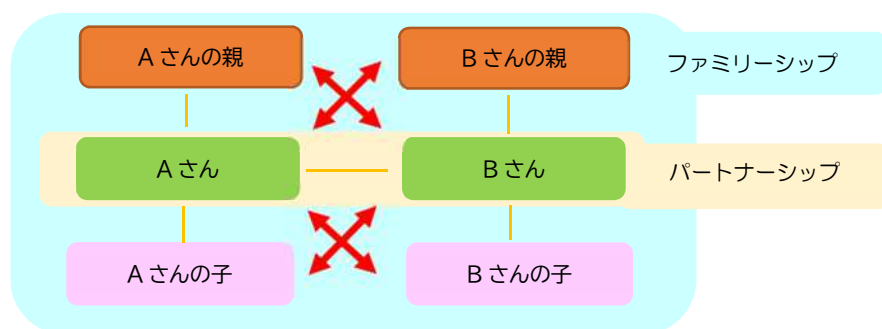
★一方又は双方が多様な性自認・性的指向のお二人が以下の項目をすべて満たしている場合、本制度をご利用できます。

※事実婚の方はご利用いただくことはできません。

- （１）双方が成年に達していること。
- （２）配偶者及び双方以外のパートナーがいないこと。
- （３）互いに近親者でないこと。（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士でないこと。ただし、養子縁組をする前の関係が、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係ではない場合は、届出をすることが可能です。）
- （４）豊島区内に住所を有していること又は豊島区内への転入を予定していること
- （５）豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明における取消しを受けたことがないこと。

★以下の方の氏名と生年月日を受理証明書に記載できます。

パートナーシップにある方とパートナーシップにある方の子（実子・養子）※と親（実親・養親）。
※未成年者は生計が同じ場合に限りです。

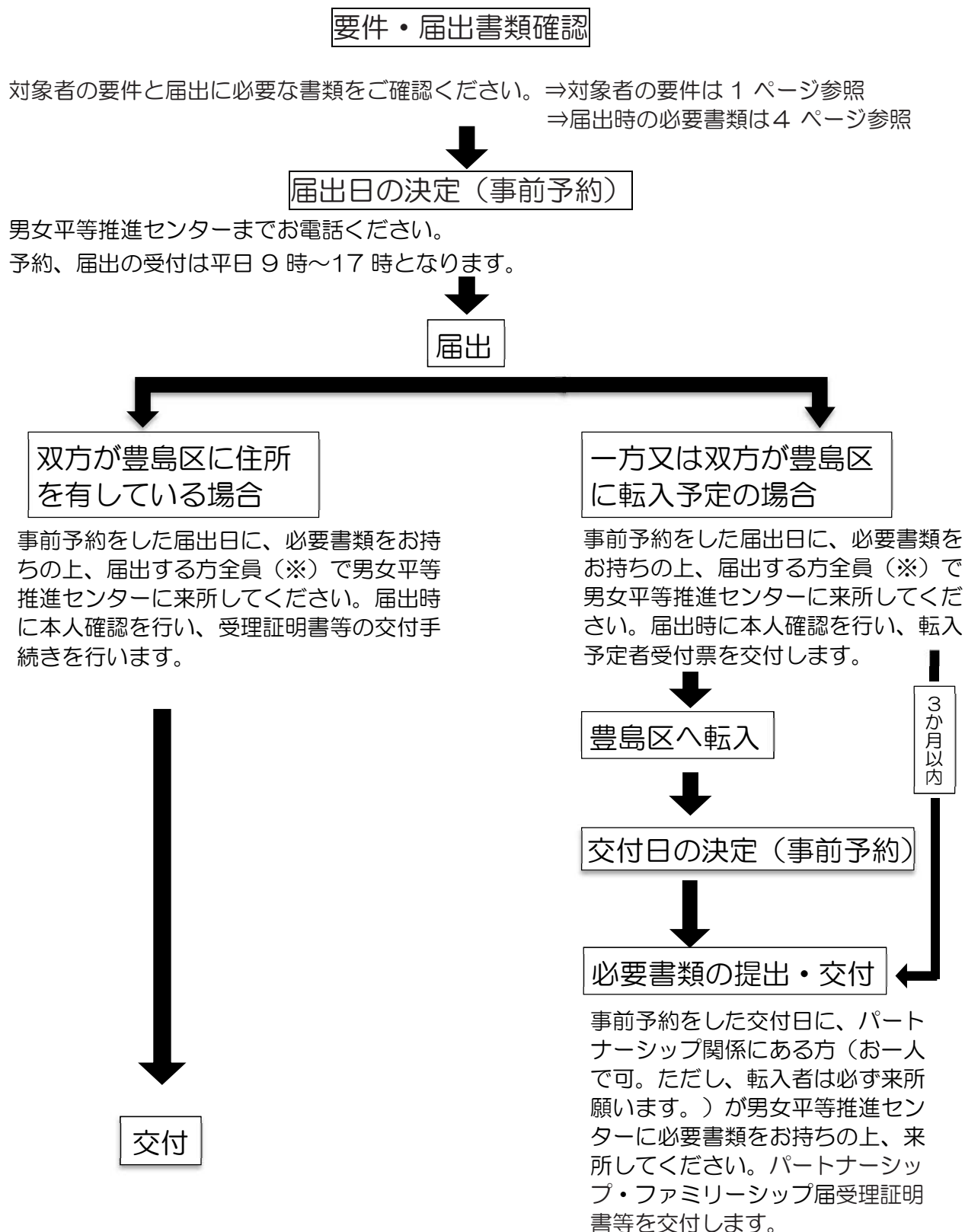


（注）「多様な性自認・性的指向」とは？

一般的に「性的マイノリティ」「LGBT」等と呼称されることが多い当事者について、豊島区では「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いて表現しています。

2 届出の流れ

I 来所での届出の流れ



（※）ファミリーシップを希望し、満 15 歳以上の子又は親が来所できない場合は、同意書の提出が必要です。
届出するいずれかの方が自署できない、満 15 歳未満の子が来所できない場合は、別途ご相談ください。

Ⅱ オンラインでの届出の流れ

双方が豊島区に住所を有している場合は、オンラインによる届出が可能です。

パートナーシップ関係にある届出者お二人それぞれから届け出いただく必要があります。

届出・申請フォームへアクセス



←アクセスはこちら

届出者のうち 1 人目が
届出・申請フォームへ
必要事項を入力後、送信

※ファミリーシップ制度を届出される場合、ご自身の子
又は親の入力等をさせていただきます。

「受付番号」が電子メール
で送付される

1 人目の届出が完了すると、「受付番号」が送付されま
す。この番号は、パートナーの方が届出する際に届出・
申請フォームへ入力する必要があります。

※2 人目の届出者が 1 人目の届出者の受付番号を把握し
ていることをもって、双方に届出の意思があると判断し
ています。

パートナー（届出者のうち
2 人目）が届出・申請フ
ォームへ必要事項を入力後、
送信

2 人目の届出者は 1 人目の届出者に受付番号を聞いた上
で、届出・申請フォームへ入力します。

※ファミリーシップ制度を届出される場合、ご自身の子
又は親の入力等をさせていただきます。

また、2 人目の届出者は受理証明書等の受取方法を指定
します。受理証明書等は、以下のいずれかの方法で受け
取ることができます。

- 【1】 男女平等推進センター窓口で受取
- 【2】 郵送で受取

※2 人目の届出が完了した際も受付番号が送付されます
が、この受付番号を 1 人目の届出者に伝える必要はありま
せん。

結果が電子メールで送付される

双方届出後、5 開庁日以内に結果を電子メールでお知ら
せします。不備等がある場合、お電話などでご連絡いた
します。

交付

【1】 受理証明書等を男女平等推進センター窓口で受け取る場合
受取日時を結果の通知メールでお知らせします。

（受取は届出者お一人でも可 ※本人確認書類（5 ページ参
照）をお持ちください。受付時間：平日 9 時～17 時）

【2】 郵送で受取の場合

双方届出後、7 開庁日以内に指定された方の住所へ簡易書留
で発送します。

3 届出に必要なもの

- パートナーシップ・ファミリーシップ届（第5号様式）（※1）
- パートナーシップ・ファミリーシップ届出にあたっての確認書（第6号様式）（※1）
- 住民票の写し（届出日より3か月以内に発行されたマイナンバーの記載のないもの）（※2）
- 戸籍謄本（届出日より3か月以内に発行されたもの）（※3）
- 本人確認書類（5ページ参照）

【ファミリーシップ届出をする場合】

上記書類に加えて、下記書類をご提出ください。

- 子又は親の本人確認書類
- 子又は親の戸籍謄本（パートナーシップの関係のお二人と別戸籍の場合）
- パートナーシップ・ファミリーシップ届に関する同意書（第5号様式別紙）
（届出日現在、満15歳以上の子又は親が来所できない場合）

【一方または双方が豊島区内への転入を予定している場合】

転入後に下記書類をご提出ください。

- パートナーシップ・ファミリーシップ届転入予定者受付票（第3号様式）
- パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届（第7号様式）（※1）
- 住民票の写し（転入者のみ）（※4）

（※1）豊島区ホームページ、裏表紙のQRコードからダウンロードできます。また、男女平等推進センターの窓口でも配布しています。

（※2）パートナーシップ関係にある方が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載された住民票の写し1通をご提出ください。
また、未成年の子の記載を希望する場合は、その子も記載されている住民票の写しをご提出ください。一方または双方が豊島区内への転入を予定している場合は、届出時に区内に在住している方のみご提出ください。

（※3）戸籍抄本はご利用できません。外国籍の方は「6 Q&A Q9」をご確認ください。

（※4）転入前にファミリーシップ制度を届け出し、未成年の子の記載を希望する場合は、転入後にその子も記載されている住民票の写しをご提出ください。

【本人確認書類の例】

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものをご用意ください。

1枚で足りるもの	2枚以上必要なもの
- マイナンバーカード - 運転免許証 - 旅券（パスポート） - 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 - 在留カード又は特別永住者証明書	- 介護保険被保険者証 - 母子健康手帳 - 国民年金手帳 - 学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの（※） - 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち、写真付きのもの（※） （※）の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

※要件確認のため、追加で書類をご用意いただく場合があります。

4 交付書類

パートナーシップ・ファミリーシップ届が受理された場合、下記の2つの書類を交付します。

（1）パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書

パートナーシップ・ファミリーシップ届が受理されたことを証明するものです。

1部交付します。

（2）携帯用カード

パートナーシップ・ファミリーシップ届が受理されたことを証明する携帯用カードです。希望する場合は、パートナーシップ関係のお二人に1部ずつ交付します。

受理証明書（イメージ）

豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書

氏名 _____ 氏名 _____
年 月 日生 年 月 日生
(字又は親の氏名)

_____ 年 月 日生 _____ 年 月 日生
_____ 年 月 日生 _____ 年 月 日生

豊島区男女共同参画推進条例第8条の2の規定に基づき、上記両名が提出したパートナーシップ・ファミリーシップ届を区長が確認の上、受理したことを証明します。

受理日 年 月 日 豊島区長 氏名（公印）

携帯用カード（イメージ）

豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書

第 号

氏名 _____ 氏名 _____
(年 月 日生) (年 月 日生)

豊島区男女共同参画推進条例第8条の2の規定に基づき、上記両名が提出したパートナーシップ・ファミリーシップ届を区長が確認の上、受理したことを証明します。

受理日 年 月 日 豊島区長（公印）

【この証明書を提示された皆様へ】

豊島区では、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を設け、この証明書を発行しています。

2次元コードを読み取り、この制度の趣旨を十分ご理解いただき、最大限配慮いただくようお願いいたします。

子又は親の氏名
氏名 _____ 氏名 _____
年 月 日生 年 月 日生
氏名 _____ 氏名 _____
年 月 日生 年 月 日生

（特記事項）

5 その他の手続

I 受理証明書および携帯用カードの再交付

次の場合は、受理証明書及び携帯用カードを再交付します。事前予約制となり、予約及び再交付の受付は平日 9 時～17 時です。

- (1) 紛失、毀損他、特別な事情があると認められるとき。
- (2) パートナースhip届出時に携帯用カードの交付を希望しなかったが、後日交付を希望するとき。

来所者

- お一人（パートナースhip関係にある方）でも手続き可能です。

必要書類

- パートナースhip・ファミリーシップ届受理証明書等再交付申請書（第4号様式）（※1）
- パートナースhip・ファミリーシップ届受理証明書【1部】（※2）
- 携帯用カード【2枚】（※2）
- 本人確認書類（5ページ参照）

（※1）豊島区ホームページ、裏表紙のQRコードからダウンロードできます。また、男女平等推進センターの窓口でも配布しています。

（※2）毀損により再交付申請を行う場合、現在所有している受理証明書及び携帯用カード（届出時に交付を希望した場合のみ。）を返還してください。

Ⅱ 届出事項の変更

次の場合は、変更の届出が必要です。事前予約制となり、予約及び変更の受付は平日 9 時～17 時です。

- (1) 区内で転居したとき。
- (2) パートナーシップ関係にある方の氏名・通称に変更があったとき。
- (3) 届出時に通称の使用を希望しなかった方が、通称の使用を希望するとき。
- (4) 子又は親の氏名に変更があったとき。
- (5) 届出時に子又は親の氏名の記載を希望しなかったが、記載を希望するとき。

来所者

- 上記(1)～(5)の場合、パートナーシップ関係にある方お一人でも手続き可能ですが、届出事項に変更があった方、子又は親の記載内容を変更・追加する方には来所をお願いします。
- 上記(4)及び(5)の場合は、記載事項変更及び追加をする近親者全員の来所も必要です。
- 上記(4)及び(5)の場合で子又は親が来所できない場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届に関する同意書(第7号様式別紙)を提出してください。(※1)

(※1) 来所できない近親者が、届出日現在満 15 歳以上の子又は親の場合に限ります。
届出するいずれかの方が自署できない、満 15 歳未満の子が来所できない場合は、別途ご相談ください。

必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届(第7号様式)(※2)
- パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届に関する同意書(第7号様式別紙)(※2、※3)
- 変更した事実等が分かる書類(住民票の写し、通称を使用していることが分かる書類等)
- パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書【1部】(※4)
- 携帯用カード【2枚】(※4)
- 本人確認書類(5ページ参照)

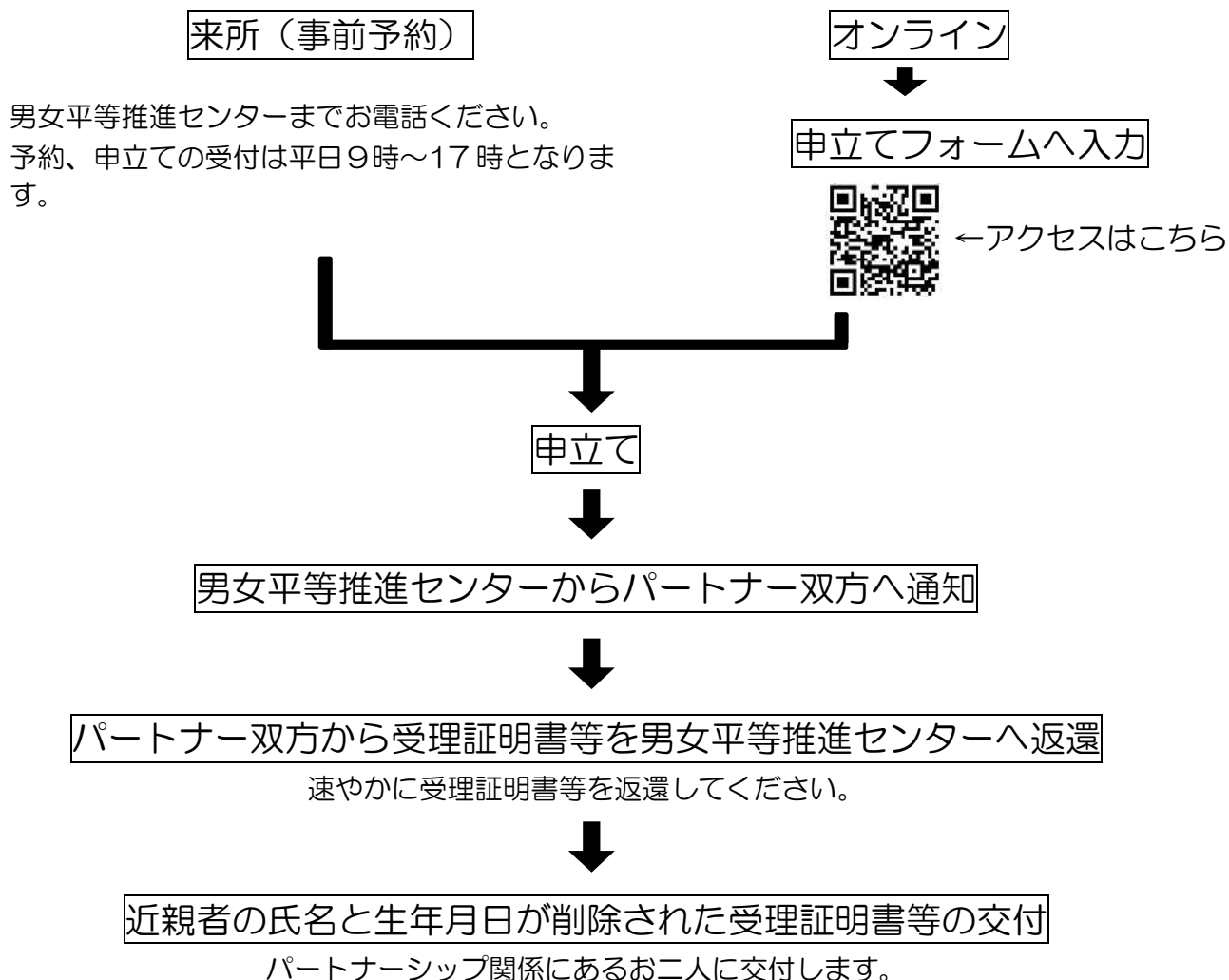
(※2) 豊島区ホームページ、裏表紙のQRコードからダウンロードできます。また、男女平等推進センターの窓口でも配布しています。

(※3) 子又は親に関する記載に変更・追加がある場合で、届出日現在、満 15 歳以上の子又は親が来所できない場合は提出が必要です。

(※4) 上記(2)～(5)の場合は、現在所有している受理証明書及び携帯用カード(届出時に交付を希望した場合のみ。)を返還いただき、記載事項を変更した新しい受理証明書等を交付します。

Ⅲ 近親者からの削除の申立て

受理証明書等に氏名等を記載された満 15 歳以上の子又は親は、以下の手続きを行うことによって、受理証明書等に記載された氏名及び生年月日の削除を申し立てることができます。



必要書類

- ファミリーシップである近親者に関する削除申立書（第8号様式）（※1）
- 本人確認書類（5ページ参照）

（※1）豊島区ホームページ、裏表紙のQRコードからダウンロードできます。また、男女平等推進センターの窓口でも配布しています。

Ⅳ 受理証明書等の返還

次の場合は、返還手続きをしてください。事前予約は不要です。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が区外へ転出したとき。
- (3) その他、区が規定する要件を満たさなくなったとき。

来所者

- お一人（パートナーシップ関係にある方）でも手続き可能です。

必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書等返還届（第9号様式）（※1）
- パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書【1部】
- 携帯用カード【2枚】（届出時に交付を希望した場合のみ。）
- 本人確認書類（5ページ参照）

（※1）豊島区ホームページ、裏表紙のQRコードからダウンロードできます。また、男女平等推進センターの窓口でも配布しています。

※受理証明書及び携帯用カードを返還できない場合については事前にご連絡ください。

Ⅴ 届出受理の取消

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明取消通知にて受理を取り消し、取り消しを行った事実について区ホームページ等で受理番号を公表します。受理を取り消された場合、受理証明書および携帯用カード（届出時に交付を希望した場合のみ。）は、男女平等推進センターに返還していただきます。

- (1) 虚偽その他の不正な方法により受理証明書等の交付を受けたとき。
- (2) 受理証明書等を不正に使用したとき。

※不正使用には、改ざん等も含まれます。

6 Q&A

Q 1：届出や申請に費用はかかりますか。

届出や申請、パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書等の交付に費用はかかりません。ただし、届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 2：通称は使用できますか。

性別不合等、区長が特に必要があると認める場合は、受理証明書、携帯用カードに通称を使用することができます。通称の使用にあたり確認を行いますので、学生証や法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料であれば 1 点、郵便物や公共料金の領収書等であれば 2 点を、パートナーシップ・ファミリーシップ届出の際にお持ちください。

※通称を使用する場合、受理証明書や携帯用カードの裏面等に戸籍上の氏名等を記載します。

Q 3：プライバシーは守られますか。

来所して手続きする場合は、個室をご用意しております。なお、一部の手続きは郵送やオンラインでも届出可能です。

Q 4：豊島区に住んでいなくても届出することはできますか。

3 か月以内に転入予定であれば届出可能です。ただし、オンラインによる届出はできません。

Q 5：オンラインや郵送で手続きできますか。

「双方が豊島区に住所を有している」方の届出の場合は、オンラインでも可能です。詳しい手続き方法は 3 ページをご覧ください。また、再交付申請、届出事項変更（子又は親の記載に関わる場合を除く）、受理証明書等返還における手続きは、郵送でも可能です。新しい受理証明書等の交付がある場合は、簡易書留分の切手を貼った返信用封筒を同封の上、必要書類を添えて簡易書留で男女平等推進センターへ送付してください。

Q 6：豊島区外に転出するときはどうすればいいですか。

返還届を提出するとともに、受理証明書と携帯用カード（届出時に交付を希望した場合のみ。）を返還する必要があります。詳しい手続き方法は 9 ページをご覧ください。

Q 7：パートナーシップ関係を解消したときはどうすればいいですか。

返還届を提出するとともに、受理証明書と携帯用カード（届出時に交付を希望した場合のみ。）を返還する必要があります。詳しい手続き方法は 9 ページをご覧ください。

Q 8：オンラインで届出しましたが、結果が送付されません。

お二人とも届け出されているかご確認ください。結果は双方届出後、5 開庁日以内に送付します。お二人とも届け出され、10 日以上経っても結果が送付されない場合は、男女平等推進センターまでお問い合わせください。

Q9：外国籍のため、戸籍謄本が準備できません。どうすればいいですか。

外国籍の方の場合、届出日より 3 か月以内に発行された婚姻要件具備証明書（独身証明書、結婚証明書、その他これに準ずる書類）をご提出ください。

あわせて、翻訳者の方が署名（記名押印）した日本語訳を添付してください。

Q10：ファミリーシップ制度導入（令和 6 年 11 月 1 日）前に交付された証明書等を持っています。引き続き使用できますか？

使用できます。子・親の氏名の記載を希望する場合は、7 ページをご覧ください。

Q11：分籍しているのですが、追加の必要書類はありますか？

戸籍謄本では、パートナーシップの関係にあるお二人が近親者（1 ページ参照）でないことを確認しています。そのため、お二人の祖父母の氏名が確認できる書類（分籍前に遡って取得する戸籍等）のご用意が必要です。

Q12：養子縁組をした養子（養親）と、パートナーシップの届出をすることはできますか？

養子縁組をする前の関係が、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係ではない場合は、届出をすることが可能です。

**Q13：転入予定者受付票の交付を受け、その後豊島区に転入しました。受理証明書等は一
人でも受け取れますか？**

届出者本人であれば、お一人でも受け取りが可能です。必要書類については、4 ページをご覧ください。

**Q14：未成年の子と別住所ですが、生活費用を負担しています。受理証明書等に記載
できますか？**

生計同一であることを確認する必要がありますので、男女平等推進センターまでお問い合わせください。

問い合わせ先

.....

豊島区男女平等推進センター（エポック 10）

住所：〒171-0021 豊島区西池袋 2-37-4 としま産業振興プラザ 3 階

TEL：03-5952-9501

E メール：A0011400@city.toshima.lg.jp

当制度に関する受付：平日 9 時～ 17 時（毎月最終月曜日は休館のため除く）

豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度利用の手引

2024 年 11 月作成

豊島区男女平等推進センター（エポック 10）

様式ダウンロード
はこちらから

